

## 谷山第二地区 第11号

## 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部  
谷山都市計画事務所  
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地  
鹿児島市役所 谷山支所3階  
TEL 099-269-2111  
内線 谷山第二地区係 314  
工事補償係 317  
管理清算係 312  
谷山駅周辺整備係 320

## 谷山都市計画事務所

谷山都市計画事務所に  
変更になりました。

4月から、今までの事務所の名称が変更になると  
共に、谷山第一地区土地区画整理事業の仮換地交渉  
担当の『計画係』が、『谷山第一地区係』に名称が変  
更になり職員が一名増えました。  
また建物移転等に伴う補償、道路建築工事等は  
『工事補償係』が今までとおり担当いたします。  
さらに新しい『谷山駅周辺の整備を推進するため、  
『谷山駅周辺整備係』ができました。

谷山区画整理事務所の  
名称が

工事補償係  
谷山第一地区係  
谷山駅周辺整備係  
管理清算係  
桜川第一地区・谷山第一地区に関する  
こと

## 平成13年度の執行状況

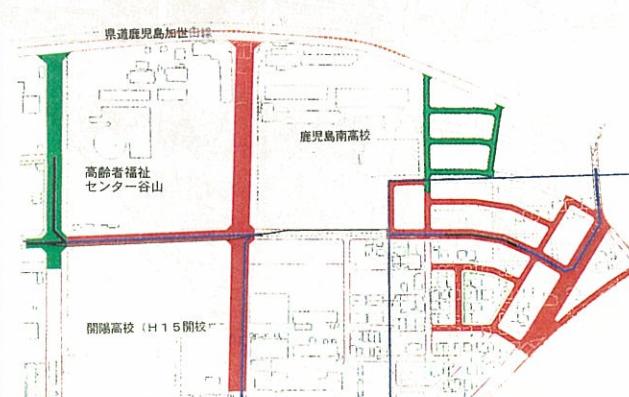
## 平成13年度工事箇所写真



101 BL付近

## 平成14年度の予算について

## 工事予定箇所図



凡 例		
	H13	H14計画
道路築造	■	■
公共下水道	—	—
既設水路	—	—

平成12年度から始まりました谷山第一地区の仮換  
地交渉、補償交渉を平成13年度もみなさんのご理解  
とご協力を得ながら進めてまいりました。  
そして、県立南高校東側の区画道路、高齢者福祉  
センター・谷山横の本城試験場線、田辺川改良工事等  
を14年3月末日までの工期で実施いたしました。  
工事期間は、「通行止め」や「巡回路」等の交通規  
制等で皆様方にはご迷惑をおかけしましたが、無事  
ご協力いただきありがとうございました。

また公共下水道事業は、4億2千6百8拾万円の  
事業費で次のとおり実施する予定です。

- 幹線道路築造 91 棟 510 m
- 区画道路築造 975 m
- 建物等調査 19 棟

今年度もみなさんに谷山第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力を願い、仮換地の指定・  
建物移転・道路工事・建物調査・公共下水道の工事  
等を進めてまいります。

# 建物解体について

田辺地区から始まりました谷山第一地区の土地区画整理事業は、平成13年度には116棟の建物の移転を完了し、今までの累計で125棟の建物移転を完了いたしました。

建物解体に伴い発生する廃棄物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」がさらに強化され、平成14年5月30日から『分別解体等及び再資源化等』が義務付けられます。

- 建物解体の場合、床面積80m<sup>2</sup>以上の工事について  
解体業者の選定は、建設業許可業者が解体工事業登録業者のいずれかでないと解体工事はできません。(床面積80m<sup>2</sup>以下についてもできるだけいざれかの業者を選定して下さいますようお願いします。)

解体業務内容について、解体工事に着手する前に谷山都市計画事務所『工事補償係』と打ち合わせて下さい。

- ・ 工期
- ・ 分別解体等の計画策定について
- ・ 工事着手前に講じる措置について
- ・ マニフェスト伝票、解体写真について
- ・ 建設業許可・解体工事業登録
- ・ 技術管理者

## お願い

次の場合は届け出で下さい

- 登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告するとき。

(他人名義の土地に建物などを所有する人。)

- 施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たた積を行うときは、事前に許可を受けるなければなりません。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』に各申請書を届け出で下さい。

## 調査・測量について

調査測量のため、市が委託した調査員がみなさんの土地への立ち入りをお願いすることがあります。

このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力を下さい。

ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

## 小宅地対策用地・換地操作用地の契約について

小宅地対策用地と換地操作用地につきましては、該当する方から仮換地指定後に買受申請を提出して頂きます。その後、移転交渉や仮換地先の状況をみて市からの契約のための書類を送付します。

送付された書類の中に同封してある説明をよく見ていただき、期限内に手続きを行つて下さい。

### ○ 送付書類

- ・ 売却決定通知書
- ・ 売買契約書
- ・ 売却代金分納承認申請書
- ・ 説明文

### ○ 契約の際に必要なもの

- ・ 送付された書類
- ・ 実印
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 収入印紙

## 仮換地指定状況図



平成14年度上期の仮換地交渉予定  
88、89、91、93の1ブロック  
から予定しています。

## 谷山第一地区仮換地指定状況

### ○ 仮換地指定したブロック

25、26、31-2、32

73、75、79

(以上県有地)

85 (南高校)

84の一部 (谷山中学校)

80、84の一部、86、87、90

92、94、95、97の一部

98、99、100、101、102

103、104、106、107

(以上一般宅地)

### ○ 仮換地指定率 = 53.9%

(平成14年3月末現在)